

① 題名

都市計画の裁判的統制——ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究

② 全体要旨

本論文は、ドイツの行政裁判所による地区詳細計画の適法性・有効性に関する審査に注目し、その特色および問題点を明らかにするとともに、その結果得られた知見に基づいて、日本における都市計画を争う訴訟の現状および改革課題について分析および評価を行うものである。

ドイツでは、各州の上級行政裁判所が、市町村の条例として議決される都市計画である地区詳細計画の有効性に関して裁断する規範統制の制度がある（連邦行政裁判所への上告も可能である）。本論文の第一部では、地区詳細計画の規範統制に固有の論点（特に申立適格、仮命令、団体訴訟）を取り上げている。申立適格に関しては、自己の利益の適正な衡量を求める権利を侵害される可能性のある自然人・法人の出訴が認められている点が注目される。仮命令は、地区詳細計画の執行停止の仕組みであり、執行停止を決定した上級行政裁判所の裁判例も少なくない。団体訴訟に関しては、団体が自己の権利侵害を主張することなく出訴できる場合がある点が重要であるが、団体の法的救済を制限する規定もあることが問題となる。

本論文の第二部は、一定の瑕疵を地区詳細計画の効力にとって顧慮されないものとする計画維持規定に着目して、計画維持規定がどのような経緯で形成されたのか、計画維持規定によっても地区詳細計画の効力が維持できないとされた例はあるのか、計画維持規定に問題点はないのかといった点を明らかにしようとするものである。計画維持規定は内容上問題のない地区詳細計画を行政裁判所が無効とすることを制限する観点から形成されたものであり、計画の効力が維持された例も当然存在するが、計画が効力を有しないとされた例も容易に発見することができる。欧州司法裁判所によって EU 指令違反が認定された計画維持規定もあり、計画維持規定の EU 法適合性は近時および今後の重要論点である。

日本では、都市計画に対して出訴することは今も困難であり、都市計画決定の適法性・有効性を争う特別の訴訟を導入することが望ましい。これに関しては既に複数の立法論的提案がなされているが、どのような者が出訴しうるか、都市計画の違法性をどのように判断するかといった点に関しては、ドイツ法における発展を参照・検討することがなお有益であると考えられる。

③ 目的と章構成

本論文の第一部は「地区詳細計画の規範統制の発展」と題するもので、地区詳細計画の規範統制に固有の論点（特に訴訟法上の論点）を取り上げている。地区詳細計画の規範統制は、ドイツにおける都市計画を直接争う訴訟の例として参照されることがある。本論文の第一部は、日本における都市計画を争う訴訟の整備・改善に貢献することを目的として、ドイツ法の特色および問題点（なお改善可能と考えられる部分）を明らかにしようとするものである。本論文の第一部は、序章「規範統制の制度概要」、第一章「自然人・法人の申立適格」、第二章「規範統制手続における仮命令」、第三章「環境保護団体による規範統制の申立て」によって構成される。

本論文の第二部は、「計画維持規定の形成と展開」と題するものである。建設法典の計画維持規定およびその前身となる規定について、そのような規定がいかなる理由から設けられ、正当化されているのか、地区詳細計画の効力が維持された例や、反対に計画維持規定によっても地区詳細計画の効力が維持できないものとされた例としてどのようなものがあるのか、計画維持規定につきなお改善可能と考えられる部分はあるかといった点を明らかにすることを目的としている。これらの点を明らかにすることは、現在および将来の日本において都市計画の適法性・有効性がどのように判断されるべきかを検討するに当たっても参考になると考えられる。本論文の第二部は、第一章「行政裁判所による衡量統制とその制限」、第二章「手続・形式規定の違反の効果」、第三章「地区詳細計画と土地利用計画の関係に関する規定の違反の効果」、第四章「内部開発の地区詳細計画と瑕疵の効果」、第五章「補完手続による瑕疵の除去」によって構成される。

最終章は、「日本における都市計画を争う訴訟の現状と課題」と題しており、第一部・第二部における検討の結果得られた知見に基づいて、日本における都市計画を争う訴訟の現状および都市計画争訟制度等の立法論について評価を加えるものである。

④ 各章要約

【第一部序章】

1960年制定時の行政裁判所法47条は、上級行政裁判所による規範統制を導入するかどうかを州の立法に委ねていたが、1976年の改正で、地区詳細計画の有効性が連邦全域で規範統制手続において審査されることになった。改正法案（政府案）の理由書では、実効的な権利保護のほか、法状況を適時に明らかにする必要性が指摘されている。規範統制は、申立人である自然人・法人の権利保護に資する面を有するが、行政庁にも申立適格が認められるという点や、権利侵害が申立ての理由具備性の要件とされていないという点では、客観的な法統制の仕組みとすることができる。また、法規定が効力を有しないとする上級行政裁判所の宣言が一般的拘束力を有する点は、訴訟経済に資すると説明されている。他方で、規範統制の申立てを退ける判決・決定に一般的拘束力は認められず、行政行為の取消訴訟等における前提問題として付随的に法規定の有効性を審査すること（付随統制）も禁止されていない。第二部でも取り上げるように、計画維持規定である建設法典214条・

215 条が、建設法典の規定の違反のうち一定のものは地区詳細計画等の法的効力にとって顧慮されない旨定めていることには注意を要する。

【第一部第一章】

自然人・法人の申立適格に関しては、1996 年の行政裁判所法改正前においては、「不利益」を受けるかどうか基準となっていたが、同年の改正で、「権利を侵害されている又は近いうちに侵害されると主張する」ことが必要になった。この改正は、権利侵害を主張することのできない自然人・法人の申立適格を否定しようとするものであった。連邦行政裁判所は、まず、土地所有者である申立人が自己所有地に適用される地区詳細計画を争う場合には、基本法 14 条によって保護された土地所有権の侵害可能性を主張することにより、申立適格が認められるものとした（所有権侵害の可能性を理由とする申立適格）。さらに連邦行政裁判所 1998 年 9 月 24 日判決は、建設管理計画の策定に当たっては公的・私的利益が相互に適正に衡量されなければならないとする衡量要請（当時の建設法典 1 条 6 項。2004 年改正後の建設法典 1 条 7 項）が、衡量上有意な自己の私的利益の適正な衡量を求める権利を根拠づけることを承認し、当該権利の侵害可能性を主張する者にも申立適格が認められるものとした（適正な衡量を求める権利の侵害可能性を理由とする申立適格）。その結果、自然人・法人の申立適格が認められる範囲は従前と大きく変わらないという状況になっている。適正な衡量を求める権利の侵害が主張されるケースにおいては、騒音防止が問題になる場合が多いところ、被害の程度としては僅少を超える程度で足りるものとされていること、さらに騒音防止以外の利益が衡量上有意な利益に該当しうることも認められていることが注目される。

【第一部第二章】

行政裁判所法 47 条 6 項は、規範統制手続における仮の権利保護の制度として、裁判所が申立てに基づいて仮命令を発することができることを認めており、これは実質的に法規定の執行停止制度として運用されている。同項によれば、仮命令の発付が「重大な不利益の防除のために又はその他の重要な理由から緊急に必要である」場合に、仮命令を発することができる。連邦行政裁判所 2015 年 2 月 25 日決定は、地区詳細計画の場合、簡略な審理により本案における規範統制の申立てに理由があることが予測されるか否かを判断し、本案の帰趨が不明であるときには、仮命令が発付されたが本案における申立てが退けられた場合に生ずる結果と、仮命令は発付されなかったが本案における申立てが認容される場合に生ずる結果を衡量する（結果の衡量）という立場を明らかにした。同決定は、本案における申立てに理由があることが予測されることは地区詳細計画の執行を停止しなければならないことを示す本質的徴候である旨述べると同時に、その場合でも諸利益の考慮および不利益の重大性を要するという立場をとっている。本案における申立てに理由があることが予測される場合で、かつ既成事実の発生危険が認められるときには、地区詳細計画の執行

が停止されるものと考えられる。それに対して、既成事実の発生の危険を問うことなく、効力を有しないことが予測される地区詳細計画の執行を停止することができるかという点は、今後も論点になると思われる。

【第一部第三章】

2006年に制定された環境・法的救済法により、環境保護団体が、自己の権利侵害を主張することなく、環境適合性審査を実施する義務が成立しうる事業案の許容性に関する地区詳細計画に対して、規範統制の申立てをすることができるようになった。他方で同法による法的救済に関しては、①個人の権利を根拠づける法規定の違反（の主張）が要件となる、②環境保護に奉仕する法規定の違反（の主張）が要件となる、③決定手続において主張することができたにもかかわらず主張しなかった異議を法的救済手続において主張することはできない、④法的救済の対象となる計画が、環境適合性審査を実施する義務が成立しうる事業案の許容性に関するものに限定されているといった問題点があった。①および③については欧州司法裁判所がEU法違反を認定し、②および④に関してはオース条約締約国会合が是正を勧告した。①は2013年の改正で削除され、2017年改正後の同法では、環境適合性審査を実施する義務が成立しうる事業案の許容性に関する決定を争う場合には、②および③も妥当しない。さらに、戦略的環境審査を実施する義務が成立しうる計画・プログラム（特に建設管理計画）の採用に関する決定も、同法による法的救済の対象になるものとされたが、この場合には、環境関連法規定の違反（の主張）が要件となり、地区詳細計画を除いて、③が引き続き妥当する。環境適合性審査の義務のある計画と、戦略的環境審査の義務のある計画との間で、法的救済のあり方に差異を設けることは望ましいとはいえないように思われる。

【第二部第一章】

1979年の連邦建設法改正で、衡量過程における瑕疵は、それらが明白でありかつ衡量結果に影響を及ぼした場合に限り有意であるとする規定が追加された（155b条2項2文）。当時においてはこの規定が違憲であると主張する学説もみられたが、連邦行政裁判所1981年8月21日判決は当該規定の憲法適合的解釈を行った。それによると、議事録・理由書その他の客観的に確認可能な状況から判明する瑕疵は明白であり、衡量結果に影響を及ぼしたというのは、瑕疵がなければ異なる結果になったであろうという具体的な可能性があることを意味する。2004年改正後の建設法典においては、衡量にとって意味がある利益（衡量素材）が調査・評価されなければならないとする手続規定（2条3項）が新設されるとともに、計画維持規定として、衡量素材の調査・評価に関する瑕疵は、当該瑕疵が明白でありかつ手続の結果に影響を及ぼした場合に限り顧慮されるとする規定が置かれた（214条1項1文1号）。また、その他の衡量過程における瑕疵は、それらが明白でありかつ衡量結果に影響を及ぼした場合に限り有意であるとする規定も残された（建設法典214条3項2文

後段)。連邦行政裁判所は、衡量素材の調査・評価に関する瑕疵とその他の衡量過程における瑕疵の厳密な区別を行わず、いずれにしても客観的に確認可能な状況から判明する瑕疵は明白であり、瑕疵がなければ異なる結果になったであろうという具体的な可能性が存在する場合には当該瑕疵は結果に影響を及ぼしたと解する立場に立っている。その点では、従来の判例法理が維持されている。

他方で近時、建設法典 214 条 1 項 1 文 1 号ないし同項 3 項 2 文後段の EU 法適合性を批判的に検討する学説がある。手続の瑕疵と結果との因果関係の存在について原告側に証明責任を課してならないとする欧州司法裁判所の判決も出されており、部門計画法の領域では、衡量の瑕疵を不顧慮とすることが許されるのは、同じ決定がなされた具体的な手掛かりが証明可能である場合に限られるとする連邦憲法裁判所の決定が出されている。これらは、瑕疵と結果との因果関係が否定される場合を限定しようとする判例の新傾向といえることができる。建設法典 214 条 1 項 1 文 1 号の解釈に関しても、上級行政裁判所の裁判例においては、連邦憲法裁判所の判示に従うものがみられるようになっている。

【第二部第二章】

建設法典 214 条 1 項 1 文は、建設法典の手続・形式規定の違反が顧慮される場合を列挙しており、衡量素材の調査・評価に関する瑕疵（1 号）のほか、参加に関する規定の違反（2 号）、理由書についての規定の違反（3 号）、議決・認可・公示に関する瑕疵（4 号）を挙げている。参加に関する規定の違反のうち、早期の公衆・行政庁参加に関する規定の違反は顧慮されず（建設法典 214 条 1 項 1 文 2 号前段）、個々の人や行政庁が参加させられなかったことは、その利益が有意でなかった場合や決定において考慮された場合には、顧慮されない（同号後段）。理由書に関する規定の違反のうち、理由書が不完全であること、環境報告書が非本質的な点で不完全であることは顧慮されない（建設法典 214 条 1 項 1 文 3 号中段・後段）。さらに建設法典 215 条 1 項 1 文 1 号は、建設法典 214 条 1 項 1 文 1 号～3 号により顧慮される規定の違反であっても、土地利用計画または条例の公示から 1 年以内に市町村に対して主張されなかった場合には、顧慮されなくなる旨定めている。

手続・形式規定の違反に関しては、1976 年の連邦建設法改正以来、①常に顧慮されないもの、②一定期間内に市町村に対する主張があった場合に限り顧慮されるもの、③常に顧慮されるものが存在している。建設法典 214 条 1 項 1 文は、各号に掲げられていない手続・形式規定の違反は顧慮されないものとしており、①に該当するものが少なくない。また、参加および理由書に関する規定の違反は、それがいかに重大なものであったとしても、②に該当しうるにとどまるという点も問題となる。連邦行政裁判所 2017 年 3 月 14 日決定は、建設法典 215 条 1 項 1 文 1 号が EU 指令に適合的であるか否かという問題を欧州司法裁判所に提出したが、この事件は取下げにより終了した。他方で建設法典 214 条 1 項 1 文 3 号中段は、環境報告書が非本質的な点で不完全であることは顧慮されない旨規定しているところ、理由書が非本質的な点で不完全であるという瑕疵を不顧慮とすることは是認しうる

ように思われる。

【第二部第三章】

1979年の連邦建設法改正で、地区詳細計画と土地利用計画の関係に関する規定の違反のうち一定のものを不顧慮とする規定が設けられた(155b条1項1文5号～8号)。立法資料では、裁判例が展開要請(地区詳細計画が土地利用計画から展開されなければならないという原則。同法8条2項1文)に関して厳格な基準を採用していることが指摘されており、展開要請違反を理由として裁判所が地区詳細計画を無効とすることを制限しようとする意図を読み取ることができる。ただし、展開要請の違反が「当該土地利用計画から生ずる秩序ある都市建設上の発展」を侵害する場合、当該違反は顧慮される(同法155b条1項1文6号)。展開要請に関する裁判所による統制を制限する一方、秩序ある都市建設上の発展は守られなければならないとするものである。建設法典214条2項1号～4号は、地区詳細計画と土地利用計画の関係に関する規定の違反のうち一定のものを不顧慮としており、その内容は基本的に連邦建設法155b条1項1文5号～8号に対応したものになっている。建設法典214条2項2号によれば、展開要請(建設法典8条2項1文)の違反が「当該土地利用計画から生ずる秩序ある都市建設上の発展」を侵害する場合、当該違反は顧慮される。近時においても、展開要請の違反および秩序ある都市建設上の発展の侵害を肯定し、地区詳細計画が効力を有しないことを宣言した裁判例が複数存在している。同号に関しては、必要かつ合理的な範囲内で計画の維持が図られていると評価することができる。

【第二部第四章】

2006年の建設法典改正で、内部開発の地区詳細計画および迅速化された手続が導入され、これらに特有の計画維持規定である建設法典214条2a項が追加された。2013年改正前の同項1号は、内部開発の地区詳細計画に該当しない地区詳細計画を市町村が誤ってこれに該当すると判断して迅速化された手続を選択し、環境審査を実施しなかったとしても、当該瑕疵が顧慮されないという状況をもたらしていた。欧州司法裁判所は、この規定が指令2001/42/EG(戦略的環境審査指令)に違反することを認定し、同年の改正で当該規定は削除された。他方で建設法典214条2a項2号～4号については、その後の法改正においても変更は加えられていない。もっとも、同項2号が環境審査の不実施に関する指示の欠如を不顧慮としていることに対しては、別の方法で環境審査の不実施の理由が公衆にとって認識可能であることを要求する学説があり、EU法適合的解釈の必要性を指摘する裁判例も存在している。法律上義務づけられている手続ないし措置の不実施を、いかなる事実関係の下においても不顧慮することには、問題があると思われる。

【第二部第五章】

1979年の連邦建設法改正では、市町村は土地利用計画または条例が有する手続・形式の瑕疵を除去して、これらを遡及的に施行することができる旨の規定（155a条5項）が設けられた。2004年の建設法典改正では、「土地利用計画又は条例は、瑕疵の除去のための補完手続によって遡及的に施行することもできる」との規定が設けられた（214条4項）。この改正によって、実体的瑕疵を有する地区詳細計画を遡及的に施行する可能性が開かれた。他方で建設法典214条4項は、その規定内容がきわめて簡潔であるために、いくつかの解釈問題を発生させている。計画修正の限界に関して、連邦行政裁判所は、計画策定をその基本的特質において修正することは認められないという立場をとっているが、学説においては、計画策定をその基本的特質において修正することも可能とする説も少なくない。補完手続の実施に当たっては、基本的には、瑕疵が生じた手続段階およびそれに続く手続を再実施すべきであると考えられるが、補完手続において行われる内容上の変更から不利益な影響が生ずる場合には、縦覧手続を再実施しなければならないとする判例も登場している。補完手続によってその内容が変更された地区詳細計画を遡及的に施行することが許されるかという点に関しては、学説の意見が分かれている。地区詳細計画が効力を失っている間に建築許可を得た建築主が保護されるかという問題も残されており、そのような建築主が保護される可能性を認める説もある。

【最終章】

日本においては、都市計画法に基づく都市計画決定の処分性はほぼ認められず、他方で都市計画決定の違法・無効を争点とする当事者訴訟としての確認訴訟が活用されているともいいがたい。立法論としては、都市計画決定の適法性・有効性を争う特別の訴訟を導入することが望ましい。2006年8月付けの都市計画争訟研究会の報告書において提案された不服審査（裁決主義）制度は、裁判所が都市計画決定の違法性を判断することに消極的な立場に基づくものであるが、これまでのところ都市計画決定を違法とした裁判例があまりないという現状にかんがみると、不服審査制度を拡充することによって問題解決を図るという方向性も理解できなくはない。不服審査（裁決主義）制度では、裁決庁ないし裁決に関与する機関として想定されている専門的第三者機関が、期待された役割を果たすことができるかどうか重要なポイントになると考えられる。

2009年3月付けの国土交通省の報告書において論じられた都市計画違法確認訴訟は、ドイツの規範統制に近い仕組みになっている。規範統制との大きな違いとしては、違法とされた都市計画が原則として遡及的に無効となることはなく、その効力が停止しない場合も想定されているという点を挙げることができる。都市計画違法確認訴訟では、行政不服審査制度を介在させず地方公共団体のコストを削減するとされているが、反対に裁判所の負担が増加する可能性もあるので、裁判所の負担が過重となることを防ぐための方策も必要ではないかと思われる。

⑤ まとめ（結果・考察）

ドイツにおける行政裁判所による地区詳細計画の統制は、現在の日本における都市計画決定の裁判的統制と比較してみても、高度に発展したものになっている。ドイツの規範統制手続では上級行政裁判所が地区詳細計画の有効性を審査することが予定されており、自己の利益の適正な衡量を求める権利の侵害を主張する自然人・法人の出訴が認められている点も注目される。日本では、都市計画決定の適法性・有効性を直接争う訴訟を提起することは困難であり、適正な衡量を求める個人の権利の存在が一般に承認されているともいえない。またドイツでは環境団体訴訟を認める法律が制定されており（環境・法的救済法）、環境保護団体が、自己の権利の侵害を主張することなく、地区詳細計画に対する規範統制の申立てをすることができる場合もある。環境・法的救済法には団体の法的救済を制限する規定もあるため、その EU 法適合性はなお問題となりうるところであるが、環境団体訴訟が認められていない日本法の数歩先を進んでいるということができる。

一方ドイツでは、建設法典の規定の違反のうち一定のものを地区詳細計画等の法的効力にとって顧慮されないものとする計画維持規定が存在している。もっとも、近年においても、地区詳細計画が効力を有しないことを宣言した裁判例を容易に見出すことが可能であり、計画維持規定に根本的な批判を加える学説は見当たらない。したがって、ドイツ国内においては、計画維持の要請と行政裁判所による統制との間のバランスがとれているとも評しうる。ただし看過することができないのは、計画維持規定の EU 法適合性の問題である。欧州司法裁判所によって EU の戦略的環境審査指令に違反することが認定された計画維持規定もあり、環境審査に関わる瑕疵を不顧慮とすることに対しては慎重でなければならないように思われる。

日本でも既に都市計画争訟制度等の立法論が提案されており、都市計画決定の適法性・有効性を争う特別の訴訟を導入することが望ましい。もっとも、それらの立法論的提案においても、どのような者が出訴しうるか、都市計画の違法性をどのように判断するかといった点に関しては、今後の判例・学説の展開に委ねられているところがある。日本における都市計画を争う訴訟の整備・改善のためには、ドイツ法における発展を参照・検討することがなお有益であると考えられる。

⑥ 主な引用文献・参考文献

【ドイツ語】

Johann Bader/Michael Funke-Kaiser/Thomas Stuhlfauth/Jörg von Albedyll, VwGO, Kommentar, 6. Aufl. 2014.

Ulrich Battis, Öffentliches Baurecht und Raumordnungsrecht, 7. Aufl. 2017.

Ulrich Battis/Michael Krautzberger/Rolf-Peter Löhr, BauGB, Kommentar, 13. Aufl. 2016.

Thomas Bunge, UmwRG, Kommentar, 2013.

Hansjochen *Dürr*, Die Antragsbefugnis bei der Normenkontrolle von Bebauungsplänen, 1987.

Werner *Ernst*/Willy *Zinkahn*/Walter *Bielenberg*/Michael *Krautzberger*, BauGB, Kommentar, 127. EL Oktober 2017.

Erich *Eyermann*, VwGO, Kommentar, 14. Aufl. 2014.

Michael *Fehling*/Berthold *Kastner*/Rainer *Störmer* (Hrsg.), Verwaltungsrecht, VwVfG, VwGO, Nebengesetze, Handkommentar, 4. Aufl. 2016.

Klaus *Finkelnburg*/Matthias *Dombert*/Christoph *Külpmann*, Vörlaufiger Rechtsschutz im Verwaltungsstreitverfahren, 7. Aufl. 2017.

Klaus *Finkelnburg*/Karsten-Michael *Orloff*/Martin *Kment*, Öffentliches Baurecht, Band I: Bauplanungsrecht, 7. Aufl. 2017.

Klaus F. *Gärditz* (Hrsg.), VwGO, Kommentar, 2013.

Jeanine *Greim*, Rechtsschutz bei Verfahrensfehlern im Umweltrecht, 2013.

Friedhelm *Hufen*, Verwaltungsprozessrecht, 10. Aufl. 2016.

Henning *Jäde*/Franz *Dirnberger*, BauGB, BauNVO, Kommentar, 8. Aufl. 2017.

Hans D. *Jarass*/Martin *Kment*, BauGB, Beck'scher Kompakt-Kommentar, 2. Aufl. 2017.

Robert *Käb*, Inhalt und Grenzen des Grundsatzes der Planerhaltung, 2002.

Ferdinand O. *Kopp*/Wolf-Rüdiger *Schenke*, VwGO, Kommentar, 23. Aufl. 2017.

Marcus *Merkel*, Die Gerichtskontrolle der Abwägung im Bauplanungsrecht, 2012.

Albert von *Mutius*/Hermann *Hill*, Die Behandlung fehlerhafter Bebauungspläne durch die Gemeinden, 1983.

Herbert *Posser*/Heinrich Amadeus *Wolff* (Hrsg.), VwGO, Kommentar, 2. Aufl. 2014.

Michael *Quaas*/Kahl *Müller*, Normenkontrolle und Bebauungsplan, 1986.

Wolf-Rüdiger *Schenke*, Verwaltungsprozessrecht, 15. Aufl. 2017.

Alexander *Schmidt*/Christian *Schrader*/Michael *Zschesche*, Die Verbandsklage im Umwelt- und Naturschutzrecht, 2014.

Matthias *Schmidt-Preuß*, Kollidierende Privatinteressen im Verwaltungsrecht, 2. Aufl. 2005.

Friedrich *Schoch*/Jens-Peter *Schneider*/Wolfgang *Bier* (Hrsg.), VwGO, Kommentar, 33. EL Juni 2017.

Wolfgang *Schrödter* (Hrsg.), BauGB, Kommentar, 8. Aufl. 2015.

Peter *Schütz*, Die Antragsbefugnis bei der Normenkontrolle von Bebauungsplänen nach dem 6. VwGOÄndG, 2000.

Helge *Sodan*/Jan *Ziekow* (Hrsg.), VwGO, Großkommentar, 4. Aufl. 2014.

Katharina *Sommerfeldt*, Die Verbandsklage der Umwelt-Rechtsbehelfsgesetzes, 2016.

Willy *Spannowsky*/Michael *Uechtritz* (Hrsg.), BauGB, Kommentar, 3. Aufl. 2018.

Holger *Steinwede*, Planerhaltung im Städtebaurecht durch Gesetz und richterliche Rechtsfortbildung, 2003.

Frank *Stollmann*/Guy *Beaucamp*, Öffentliches Baurecht, 11. Aufl. 2017.

Bernhard *Stüer*, Handbuch des Bau- und Fachplanungsrechts, 5. Aufl. 2015.

Heinrich Amadeus *Wolff*/Andreas *Decker*, VwGO, VwVfG, Studienkommentar, 3. Aufl. 2012.

Thomas *Würtenberger*, Verwaltungsprozessrecht, 3. Aufl. 2011.

Peter *Wysk* (Hrsg.), VwGO, Beck'scher Kompakt-Kommentar, 2. Aufl. 2016.

Jan *Ziekow* (Hrsg.), Handbuch des Fachplanungsrechts, 2. Aufl., 2014.

【日本語】

遠藤博也『計画行政法』(学陽書房, 1975年)

大久保規子「ドイツにおける環境・法的救済法の成立(1)(2)——団体訴訟の法的性質をめぐる一考察」阪法57巻2号(2007年)1頁以下, 58巻2号(2008年)25頁以下

大久保規子「混迷するドイツの環境団体訴訟——環境・法的救済法2013年改正をめぐって」新世代法政策学研究20号(2013年)227頁以下

大久保規子「保護規範説を超えて——環境団体訴訟をめぐるドイツの葛藤と制度改革」滝井追悼『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』(日本評論社, 2017年)474頁以下

大橋洋一『都市空間制御の法理論』(有斐閣, 2008年)

大橋洋一「都市計画争訟制度の発展可能性」新都市63巻8号(2009年)90頁以下

大橋洋一「都市計画の法的性格」自研86巻8号(2010年)3頁以下

角松生史「まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ」法時79巻9号(2007年)28頁以下

角松生史「自治体のまちづくりと司法統制——都市計画を中心に」大久保規子編集代表『争訟管理——争訟法務』(ぎょうせい, 2013年)65頁以下

久保茂樹「都市計画と行政訴訟」芝池義一ほか編『まちづくり・環境行政の法的課題』(日本評論社, 2007年)84頁以下

久保茂樹「都市計画決定と司法による裁量統制」青法51巻3=4号(2010年)89頁以下

佐藤岩夫「都市計画をめぐる住民参加と司法審査——ドイツにおける近年の動向」原田純孝=大村謙二郎編『現代都市法の新展開——持続可能な都市発展と住民参加——ドイツ・フランス』(東京大学社会科学研究所, 2004年)81頁以下

芝池義一「計画裁量概念の一考察」杉村還暦『現代行政と法の支配』(有斐閣, 1978年)187頁以下

芝池義一「西ドイツ裁判例における計画裁量の規制原理」論叢105巻5号(1979年)1頁以下

芝池義一「抗告訴訟の可能性」自研80巻6号(2004年)3頁以下

高木光「行政処分における考慮事項」曹時 62 卷 8 号（2010 年）1 頁以下

高橋滋『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂，1990 年）

高橋寿一『地域資源の管理と都市法制——ドイツ建設法典における農地・環境と市民・自治体』（日本評論社，2010 年）

竹之内一幸「規範統制訴訟における申立適格——地区詳細計画をめぐる問題点を中心に」鹿児島女子大学研究紀要 15 号（1993 年）47 頁以下

竹之内一幸「ドイツ行政裁判所法 47 条改正と規範統制上の申立適格——連邦行政裁判所 1998 年 9 月 24 日判決を中心に」武蔵野女子大学現代社会学部紀要 4 号（2003 年）49 頁以下

竹之内一幸「ドイツ建設法典における計画維持手続——補完手続をめぐる問題点を中心に」武蔵野大学現代社会学部紀要 5 号（2004 年）109 頁以下

西谷剛『実定行政計画法——プランニングと法』（有斐閣，2003 年）

西谷剛「都市計画争訟について」新都市 60 卷 9 号（2006 年）77 頁以下

藤原静雄「西ドイツ行政裁判所法上の規範審査制度の展開——地区詳細計画の訴訟統制」

雄川献呈『行政法の諸問題（中）』（有斐閣，1990 年）453 頁以下

ヴィンフリート・ブローム＝大橋洋一『都市計画法の比較研究——日独比較を中心として』（日本評論社，1995 年）

見上崇洋『行政計画の法的統制』（信山社，1996 年）

宮田三郎『行政計画法』（ぎょうせい，1984 年）

宮田三郎『行政裁量とその統制密度〔増補版〕』（信山社，2012 年）

村上裕章「団体訴訟の制度設計に向けて——消費者保護・環境保護と行政訴訟・民事訴訟」論ジュリ 12 号（2015 年）114 頁以下

村上博「ドイツにおける都市計画瑕疵論」室井還暦『現代行政法の理論』（法律文化社，1991 年）72 頁以下

安本典夫『都市法概説〔第 3 版〕』（法律文化社，2017 年）

山田洋『大規模施設設置手続の法構造』（信山社，1995 年）

山田洋『ドイツ環境行政法と欧州〔第 1 版改版〕』（信山社，2008 年）

山本隆司『行政上の主観法と法関係』（有斐閣，2000 年）

山本隆司「行政訴訟に関する外国法制調査——ドイツ（上）（下）」ジュリ 1238 号（2003 年）86 頁以下，1239 号（2003 年）108 頁以下